

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

* : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC: 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

Ⓒ: パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 朝日講座「知の冒険」
Copyright 2012, 長谷部恭男

The University of Tokyo / Todai OCW The Asahi Lectures “Adventures of the Mind”
Copyright 2012, Yasuo Hasebe

憲法学における幸福

2012年10月22日

担当 長谷部恭男

1. 「憲法に書いてあるから大切」なことと、「大切だから憲法にも書いてある」こと

日本国憲法 13 条: *すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。*

2. 幸福とは何か

(1) ベンサム の 定式: 幸福 = 快樂 - 苦痛

ベンサムは、人の行動を予測しようとしているのか、人の行動を正当化する理由を述べようとしているのか？

なぜ、快樂を求め苦痛を避けることが、理由のある(reasonable)なことなのか？

幸福の最大化こそが道徳および立法の唯一の判断基準だから？

(2) [さらに抽象化して] 選好を満足させることはどうか

欲求を満足させることは、理由のあることか。

自分が「そうしたい」ことは、そうする理由になるか。

(3) 隠されていた前提

人は理由があって行動する。人の行動は理由に基づいて正当化される。しかし、理由だけで行動が決まるわけではない。

3. 憲法とは何か、法とは何か

(1) 法は「権威 authority」である（と主張する）

権威とは？ 各自で判断せず、権威の言う通りにした方が、本人が本来とるべき行動をよりよくとることができる。

(2) 実践理性における法の役割

実践的判断（どうすべきかの判断）を簡易化、効率化、標準化する

(3) 憲法、とくに基本権規定の役割

実定法の権威の解除: 排除的許容 exclusionary permission

4. 立憲主義とは何か、なぜそれが必要なのか

(1) 宗教改革後の大争乱⇒ 比較不能(incommensurable)な諸価値の対立
公と私の区分による私的幸福と公的利益の共存

(2) それ以前は? 単一の価値秩序・単一の幸福?

快樂を求める生は、太った牛の生き方 (『ニコマコス倫理学』)

アリストテレスの学問は、政治の従僕か

(3) 価値多元状況での人の生き方、政治の在り方

比較不能な選択肢の間での選択

⇒個人の意味による自由な決定

⇒国民の意味による政策の決定

5. 幸福とは何か——憲法は答えてくれるか